



平成 22 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 東京電力株式会社
代表者名 取締役社長 清水正孝
(コード番号：9501 東証・大証・名証第一部)
問合せ先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫
(TEL. 03-6373-1111)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本資金調達背景と目的

少子高齢化・人口減少や産業構造の転換といった社会の構造変化に加え、省エネルギー技術の進展や、地球温暖化問題、アジアを中心としたエネルギー消費の増大、化石燃料価格の大幅な変動等、エネルギー・環境を巡る情勢も大きく変わりつつあります。こうした変化は、東京電力グループの経営にさまざまなインパクトをもたらすことも予想されますが、単に変化に対応するだけでなく、これまで築き上げてきた事業活動を一層掘り下げる、さらには幅広く展開する好機ととらえ、将来の成長・発展に向けて、より前向きな経営を進めたいと考えております。

このような認識の下、東京電力グループは、本年 9 月 13 日に持続的な成長の実現を目的とした「東京電力グループ中長期成長宣言 2020 ビジョン」（以下「2020 ビジョン」）を公表いたしました。「2020 ビジョン」では、低廉で安定的な電気を中心としたエネルギー・サービスを継続して提供するとともに、「低炭素時代をリードする」という新たな社会・環境貢献を追求し、それを企業収益と両立させることにより持続的に成長していくという、今後 10 年間の経営の方向性を経営指針として掲げております。また、新しい経営指針のもと、持続的成長を実現するために、今後、特に注力していく取り組みを「バリューアッププラン」としてまとめました。

「2020 ビジョン」においては、通常の設定投資に加え、2020 年度までに低炭素化に向けた投資を 2 兆 5,000 億円、成長事業への投資を最大 1 兆円規模で行っていく予定です。こうした積極的な投資を確実に行うために、2020 年度までの 10 年間の累計で 12 兆円以上の営業キャッシュ・フローの創出を目指します。投資計画の実施に伴い、今後 10 年間は資産総額が増加する可能性がありますが、同時に収益力を高め、2020 年度に ROA4.5%以上（2015 年度に 4.0%以上）の達成を目指します。また、事業拡大に伴うリスクへの対応力を高めるために、2020 年度までに D/E レシオ 1.5 程度を目安として、それに近づくよう資本を蓄積していく予定です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

このように、東京電力グループは「2020 ビジョン」に基づき、環境性と企業収益を両立しうる資産を、財務の健全性を維持しつつ、時機を逃さず積極的に形成することで、持続的成長の実現を目指していく予定です。今回の新株式の発行は、こういった電源の高効率化を含む低炭素化に向けた当社の設備投資資金や、成長事業の拡大を目的とする投融資資金に充当するための資金調達です。事業環境が大きく変化する中で、「2020 ビジョン」の実現を通じて持続的成長を図り、株主のみならずははじめとしたステークホルダーのみならずと事業成長の成果を共有できるように取り組んでまいります。

2. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 下記①及び②の合計による当社普通株式 227,630,000 株
①下記(4)に記載の一般募集の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 221,000,000 株
②下記(4)に記載の一般募集のうち海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 6,630,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則（以下「日証協規則」という。）第 25 条に規定される方式により、平成 22 年 10 月 12 日(火)から同年 10 月 14 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日証協規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで決定する。
募集株式の一部につき、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあり、かかる海外投資家に対する販売に関して引受人に上記(1)②に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成 22 年 10 月 19 日(火)から同年 10 月 21 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、社長に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 26,520,000 株
なお、上記株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、または本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案したうえで、野村證券株式会社が当社株主から 26,520,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、社長に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 26,520,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 払込金額は一般募集における払込金額と同一とし、発行価格等決定日に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成 22 年 10 月 29 日(金)
- (6) 払 込 期 日 平成 22 年 11 月 1 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、社長に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「2. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 26,520,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、26,520,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成 22 年 9 月 29 日（水）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 26,520,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 22 年 11 月 1 日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 22 年 10 月 25 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,352,867,531株
公募増資による増加株式数	227,630,000株 (注) 1
公募増資後の発行済株式総数	1,580,497,531株 (注) 1
第三者割当増資による増加株式数	26,520,000株 (注) 2
第三者割当増資後の発行済株式総数	1,607,017,531株 (注) 2

- (注) 1. 前記「2. 公募による新株式発行(一般募集)」(1)②に記載の権利全部を引受人が行使した場合の数字です。
 2. 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 554,977,072,500 円については、2,700 億円を平成 26 年 3 月末までに電源の高効率化を含む低炭素化に向けた当社の設備投資資金に、残額を平成 26 年 3 月末までに成長事業の拡大を目的とする投融資資金に充当する予定であります。

今回の増資に係る当社設備投資資金 2,700 億円につきましては、低炭素化に向けた新規設備として、発電時にCO₂を排出しない原子力発電と熱効率の高い最新鋭火力発電への投資に充当する予定であり、具体的には、東通原子力発電所 1 号機の建設費等に 2,200 億円、川崎火力発電所 2 号系列第 1 軸の建設費等に 500 億円を充当する予定です。当該設備に関する投資計画は、平成 22 年 9 月 29 日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 地点名	所在地	事業の種類 別セグメントの名称	設備の内容	着工及び運転開始予定		完成後の 増加能力等
				着工	運転開始	
東京電力(株) 東通 1 号	青森県下北郡 東通村	電気事業	原子力発電 設備	平成 22 年 12 月	平成 29 年 3 月	出力 1,385 千 kW
東京電力(株) 川崎 2 号系列 第 1 軸	神奈川県川崎市 川崎区	電気事業	火力発電 設備	平成 21 年 7 月	平成 25 年 2 月	出力 500 千 kW

また、投融資資金については、当社連結子会社等を通じた成長事業投資への充当を予定しており、米国サウステキサスプロジェクト原子力発電所 3・4 号機増設プロジェクト((注) 1)への参画資金及び現在鉾区開発権益取得等の契約締結に向けて協議中の豪州ウィートストーン LNG プロジェクト((注) 2)への参画資金等、主に海外事業における投資等に充当する予定です。

- (注) 1. プロジェクト開発会社である米国のニュークリア・イノベーション・ノースアメリカ社が、米国テキサス州マタゴルダ郡のサウステキサスプロジェクト原子力発電所(現在、1・2号機が運転中)に、出力 135 万 kW 級の原子炉(改良型沸騰水型軽水炉)を 2 基増設し、平成 28 年～平成 29 年の営業運転開始を目指す発電事業。
 2. シェブロン社が平成 20 年 3 月に開発計画を公表した、西豪州北西部沖合鉾区の海底ガス田から産出される天然ガスを西豪州アシュバートン・ノースに建設を予定するプラントにて精製・液化し販売する LNG プロジェクト。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を「2020 ビジョン」に掲げる低炭素化投資や成長事業投資へ充当し、「低炭素化時代をリードする」という新たな社会・環境貢献の追求と企業収益を両立させることで、東京電力グループの持続的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、株主のみなさまに対する利益配分について、安定配当の継続を基本に、連結配当性向 30%以上を目標とし、業績及び財務体質の改善状況等を総合的に勘案して決定していくことを配当の基本方針としています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、持続的成長の実現に向けた低炭素化投資や成長事業投資及び財務基盤強化などの原資に活用したいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益又は 1 株当たり連結当期純損失 (△)	△111.26 円	△62.65 円	99.18 円
1 株当たり年間配当金 (うち 1 株当たり中間配当金)	65.00 円 (35.00 円)	60.00 円 (30.00 円)	60.00 円 (30.00 円)
実績連結配当性向	—	—	60.5%
自己資本連結当期純利益率	△5.3%	△3.4%	5.5%
連結純資産配当率	3.1%	3.2%	3.3%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成20年3月期及び平成21年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	4,060 円	2,670 円	2,465 円	2,499 円
高 値	4,190 円	3,280 円	2,540 円	2,499 円
安 値	2,515 円	2,215 円	2,085 円	2,230 円
終 値	2,665 円	2,460 円	2,492 円	2,282 円
株価収益率	—	—	25.13 倍	—

- (注) 1. 平成23年3月期の株価については、平成22年9月28日(火)現在で表示しています。
 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成20年3月期及び平成21年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。